

# 手順書:循環器関連

## 8. 一時的ペースメーカーの抜去(6)

### 【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(血圧、自脈とペーシングとの調和、動悸の有無、めまい、呼吸困難感等)及び検査結果(心電図モニターソー見等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、経皮的に挿入されているリードを抜去する。抜去部は、縫合、結紮閉鎖又は閉鎖ドレッシング剤の貼付を行う。縫合糸で固定されている場合は抜糸を行う

### 【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 一時的ペースメーカーを挿入した患者で徐脈や頻脈が改善した患者
- 一時的ペースメーカーを挿入した患者で恒久的ペースメーカー挿入にてリード抜去する患者



### 【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- (体外式ペースメーカーを Off とした状態で)
- 意識障害やめまい感、胸痛や呼吸困難がない
- 心拍数が 60~100 回／分の範囲内
- 収縮期血圧  $\geq 100\text{mmHg}$
- SpO<sub>2</sub>  $\geq 95\%$
- 心房細動や心房粗動、上室性頻拍、心室頻拍などの一過性の頻拍性不整脈の出現中ではない
- 恒久的ペースメーカー挿入を行う場合

### 病状の範囲外

不安定であり、緊急性あり  
担当医 PHS、携帯電話に  
直接連絡を行う。



### 病状の範囲内



### 【診療の補助の内容】

- 一時的ペースメカリードの抜去



### 【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- リード抜去時の抵抗の有無
- 意識状態の変化
- バイタルサインの変化
- モニタ上の心電図リズムの変化
- 出血の有無

異常があれば、担当医  
PHS、携帯電話に直接連絡



### 【医療の安全を確保するために医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医のPHSもしくは携帯電話  
必要時は当直医師PHSへ連絡



### 【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 担当医師のPHSに直接連絡
2. 診療記録に実施内容と確認すべき事項についての観察結果を記載
3. 特定行為前後のモニタ波形を診療録上に残す